令和5年度(2023年度)札幌市公文書館事業計画

1 特定重要公文書の受入れ・整理・保存・移管指定事業

(1) 受入れ

令和4年度末に保存期間が満了した簿冊のうち、移管決定したものを受け入れる。

(2) 整理・保存

受け入れた簿冊の確認・登録、文書の劣化防止、保存箱への収納・排架、利用制限 事項等の審査、所蔵資料の整理を行う。

(3) 移管指定・決定

令和5年度末に保存期間が満了する予定の簿冊の中から、公文書館へ移管すべき簿冊を公文書館及び各課がそれぞれ指定し、双方が協議して考え方を整理する。さらに、10年以上保存していた簿冊の廃棄等について、公文書管理審議会の意見を聴取した上で、移管簿冊を決定する。

2 利用に関する事業

(1) 利用提供事業

特定重要公文書及び資料(刊行物、写真、地図等)の利用(閲覧・複写)提供を行う。また利用者の利用目的が達せられるよう、窓口や電話および電子メール等での照会や相談(レファレンス)に対応する。

(2) 利用促進・普及啓発事業

ア 企画展示

- (ア) 市役所本庁舎 1 階ロビーにて、札幌の歴史や公文書館の紹介等に関する展示を行う。展示期間終了後は、展示物を館内展示等に使用する。その後は各区民センターでも展示を行うが、その場合は区独自の内容を追加するようにする。
- (イ) その他個別テーマによる展示を閲覧室等で随時行う。
- イ カルチャーナイト

閲覧室の利用時間の延長やパネルの展示、また、「公文書館のお仕事」と題して、 仕事の内容や所蔵している資料等についての講演会の開催及び館内見学を行う。

ウ 市民向け講座

所蔵する特定重要公文書や資料を用い、札幌の歴史やアーカイブズについての講演会を実施する。

エ 施設見学の受入れ

行政機関・教育機関等の施設見学を受け入れることで公文書館の役割や所蔵資料 についての普及啓発を行う。

オ 冊子・リーフレットの発行

「札幌市公文書館年報」、「公文書館だより」等を発行・配布することで事業案内や業務報告、資料紹介等により市民へのPRを行う。

カ ホームページ

行事の開催案内等を掲載するとともに、所蔵している写真や地図等を公開し、公文書館の活動や所蔵資料をPRする。

また、ホームページ利用者が、より利用しやすくなるよう、画面構成の一部を分かりやすいものに変更する。

キ SNS(ソーシャルネットワークサービス)

広報手段として開設した公文書館のSNSを利用し、所蔵している公文書、資料の紹介や講座情報などについて発信する。

3 所蔵資料の管理

(1) 所蔵資料のデジタルデータ作成

所蔵資料について、劣化が著しいものの補修を行うとともに、デジタルデータの作成を行う。

(2) 保存環境の管理

資料の保存状態が適切になるよう管理を行う。

(温湿度の記録、空調の微調整等)

4 専門性を持った職員の育成

(1) 国立公文書館研修の受講

当館の業務には文書の取扱い、公文書管理法等の法制度、利用請求に係る審査等について専門的な知識が必要となることから、例年、国立公文書館が主催するアーカイブズ研修等に計画的に職員を派遣し、専門性を持った職員の育成に努めている。令和5年度は、職員2名が現地で受講予定。

(2) 内部研修の実施

月に2回程度、臨時休館日を設け、類縁機関の視察・情報交換等を行うほか、各種研修報告の実施等により、業務知識の向上を図る。

5 公文書館における職員向け研修

公文書館の役割や機能を理解してもらうため、全庁の若手・中堅職員向けに公文書館基礎研修及び実践研修を開催する。

基礎研修では、公文書が公文書館で保存、公開されるまでの流れを中心に、また、 実践研修では、基礎研修から発展した内容として、公文書館への移管対象となる公文 書及びその利用等について、いずれも施設見学を含めて実施する。

6 公文書館開館 10 周年について

平成25年7月の開館から10周年を迎え、以下の取り組みを実施予定。

(1) ロゴマーク作成

親しみやすい施設づくりの一環として、恒久的に使用するロゴマークの作成・制定を行う。

(2) 刊行物の発行

「札幌市公文書館年報」は開館 10 周年記念号として、また、「公文書館だより」は 通常の発行に加え、「開館 10 周年記念臨時号」を発行する。

(3) 地方公共団体職員向け講話

「公文書館と公文書管理条例の作りかた」と題し、北海道内の地方公共団体職員を対象に、条例の制定及び公文書館の設立についての経緯を紹介し、今後の公文書管理や公文書館の設置を検討するうえでの参考にしてもらうべく、講話と施設見学を実施する。(道内/公文書館設置:札幌市、北海道、北海道大学)(道内/文書管理条例制定:札幌市、東神楽町、二セコ町)

なお、講話と同内容の動画を作成し、希望団体限定でインターネット公開することにより、当日に来館できない地方公共団体職員も受講できるよう配慮する。